

平成 30 年度
第 4 回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成 31 年 2 月 27 日(水) 9:30～

場 所：ルビノ京都堀川 「松」

会議次第

1 開会

2 説明事項

- (1) 前回委員会の概要について
- (2) 平成 30 年度京都府いじめ調査（2 回目）の結果について
- (3) 平成 31 年度京都府のいじめ防止等事業・施策について

3 その他

4 閉会

平成 30 年度第 3 回京都府いじめ防止対策推進委員会概要

- 1 日 時：平成 30 年 11 月 28 日(水) 9:30～
- 2 場 所：ルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委 員】6 名（欠席 1 名）
【府教委】指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他
【傍聴者】なし
- 4 概 要
 - (1) 説明事項
 - ア 前回委員会(平成 30 年度第 2 回)の概要
 - イ 平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について
 - (2) その他

(1) 前回委員会の概要について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

(1) 前回委員会の概要について

(意見及び質問なし)

(2) 平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

- 平成 29 年度の本調査から政令都市別が独立し、示されるようになった。京都市を除いた京都府のいじめの状況を数年間で提示できるのか。
国公立が合算されていることから、京都府の分析がしにくい。特に京都府は私立が多く、京都市立と私立を入れると的確な分析ができない。

- 文部科学省には京都府と京都市を合算して提出している。

平成 29 年度以前の政令指定都市は公表しておらず、国の調査なので統計法の規定から目的外使用となるため経年で比較や分析ができない。
- 京都市と京都府では調査方法や取り組み方が違う。合算した数字では見えないものがある。本委員会は京都府の委員会であるならば、京都市を除く公立学校のデータを示してもら方がいいと考える。次回までの課題として、京都府のみのデータを示せるのか検討してもらいたい。

さらに、暴力行為といじめについても、公立と私立を分けて分析すれば、いじめ・暴力・不登校の関連が分かることがあるかもしれない。工夫できるのであれば、検討してもらいたい。
- なぜ、京都府は暴力行為が多いのか。また、いじめの問題と暴力行為は全く関係ないわけではない。京都府は暴力行為が高水準であることに着目する必要がある。そんな中で大阪府の「暴力行為の発生件数」千人当たりの件数が 10%を超えていたのが 7.1%に減少した。京都府は 8.0%ということで、大阪の方が下回った結果になった。これはいじめと一緒に認知方法というか、上がってくる数字と実態は違っていることも考えられる。学校状況を全体として考えたとき、いじめだけでなく、暴力行為が高水準で認知されていることにも着目しなければならない。
- 暴力行為の認知について、他府県の認知の基準は把握していないが、京都府の場合は暴力の発生件数は他府県に比べて多い。しかし、現状として学校現場を見てもと暴力行為はかなり沈静化しており、学校は落ち着いている。逆に、このような状態だからこそ小さなトラブルが認知されるようになってきたと考えられる。小学校では暴力行為の認知件数が増えており、その要因として以前のような小 1 プロブレムや発達の課題等があるように思うが、判別することは難しい。小中学校の連携のもと、小学校で中学校の組織的な生徒指導の手法に取り組んでいる所もある。大阪府の暴力行為の減少については、学校と警察との連携を小中学校の連携によりすすめている成果で

あると報告されていた。参考にしていきたい。

○ 12 ページに示された「いじめられた児童生徒の相談の状況」について、全国比で一番多いのが「学級担任に相談」となっている。逆に全国比で「親や家族」への相談が少ないのはなぜか。

● 京都府のいじめの認知については、軽微なものから幅広く丁寧に児童生徒が感じた「嫌な思いをした」ものを拾い上げている。アンケート調査に基づいて、担任の先生が聞き取りをしますが、その際、担任の先生と相談することで解決するようなことが多いので、「担任の先生への相談」が多くなっていると考えられる。

○ 京都府はいじめも暴力行為も広く認知する傾向がある。府と市で違うのであれば、正確な分析ができないのではないのか。

また、平成 29 年度問題行動調査結果を全体として、府教委としてどのように捉えているのか。いじめの認知件数、暴力行為の件数が多いことについて、問題はないと考えているのか。全体として庁内で捉えられ、議論されたのか。

● 府教委として、件数の多寡が課題であるとは考えていない。いじめの認知方法が浸透していることは確かであるが、いじめの把握や認知から解消に向けて取り組むように発信していきたい。

また、不登校については、6 年連続で増加しており、未然防止を図るため、魅力ある学校づくりを目指していきたい。

○ 京都府内の暴力行為が多い小学校では一人の子どもが何度も繰り返し問題行動を起こしている。現場では、この背景に発達の問題や家庭の問題があると考えている。一人の子どもが繰り返し問題行動を起こすのであれば、発達上の課題と対応を考えるべきだと思う。

● ご指摘の通り、29 年度は小中学校で暴力行為は+13 件と増加しているが、加害の児童生徒の人数は 129 人減少しており、暴力行為を起こす子どもは特定されている。特定の子どもへの支援も必要であると考えている。

- 京都府として、SCやSSWの増員を進め効果を上げている。また、緊急支援として、SCや加配教員を学校や市町からの発信に応じて配置している。
- 9ページの「いじめの発見」について、中学校では「学校の教職員等が発見」が最も多いとなっているのですが、これはなぜか。
- 中学校の場合、友人関係の中で友人に対するいじめを教師に訴えることも多い。アンケートの内容からも「いじめを見かけたことがあるか」という問いに、同じクラスの生徒が心配して記入する場合もあり、ここからいじめについて聞き取りを行うこともある。また、小学校の場合は学級担任が比較的発見しやすい状況にある。中学校は教科担任制ということもあり、いじめの調査等の取り組みにより発見することや本人の訴えや保護者からの訴えで発見することができているとみている。
- 高校の「誰にも相談していない」件数が全国と比べても多いのはなぜか。
- 高校生の「誰にも相談しない」件数について、全国と比べて多いというご指摘は課題であると考え。一方で、「担任や友人に相談する」件数が多くなっている。府教委としては、「担任に相談する」件数が増えるように、幅広く、きめ細かな調査や面談を進めていきたい。また、担任の先生が一人で抱え込まず、組織で対応することが広がってきたことは評価できる。さらに、次のステップとして、「発見のきっかけ」に着目するとともに、教師のいじめに気付く力も必要であると考え。
- いじめの認知について、現場の実感と違ってはいないか。特に発達の課題に関して、現場の先生方が独自の判断で「いじめの認知判断」をしているのではないか。「発達の課題」の捉え方を組織的に分析していないのではないか。
- いじめ調査において、発達の課題を調べることは難しい。発達の課題を把握するにはSCやSSW等の専門家の分析やアセスメントが必要である。そして、いじめを認知した場合も同様であり、手立てや支援方法も組

織的に判断し、医療や特別支援教育につなぐ、組織的対応が重要であると
考えている。

- 小学校で暴れる児童が教室から出され、放置されることがあると聞いた
ことがある。暴れる児童もつらい思いをしている。逆に、暴れる児童生徒
がいると、嫌な思いをした児童は増える。これにより、いじめの認知件数
は増加するのではないか。担任の先生はどうしていいかわからないのでは
ないか。
- 小学校で暴力行為を繰り返す児童といじめの関係は十分に考えられると
認識している。被害児童も加害児童にも手立てや支援が必要であると考え
ている。特に発達の問題を持つ児童への支援は専門家の診断と助言が必要
である。
- 管理職ほど「いじめ」についての研修会が少なく、いじめについての知
識や対応が不十分な場面がある。中堅やミドル研修のいじめについての研
修会が多いが、しっかり学校にフィードバックできていないのではないか。
- 管理職の先生方については、校長会や副校長・教頭会において、いじめ
について理解を深めるよう指示や助言を行っている。いじめの認知や理解
については、管理職、生徒指導主任、教育相談、特別支援教育等、様々な
研修の場面で、繰り返し啓発を行っている。

平成30年度いじめ調査（2回目）の実施について（概要）

説明2-1

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く。）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。

※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。

※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。

※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

(1) 2回目の調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。

(2) 2回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成31年3月末までに調査を実施する。

(3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

(1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする)。 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。)

(2) 各項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。

(3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

(1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。

(2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

平成30年度いじめ調査(2回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数	
				家庭訪問による調査(内数)	前年から連続して未調査者数(内数)
小学校	207	61,135	60,870	34	265
中学校	97	29,932	29,687	213	245
合計	304	91,067	90,557	247	510

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	176	23	79	10
無記名式	8	0	7	1
合計	184	23	86	11

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校							中学校						
	認知	解消	未解消			重大事態		認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
府立							5	0	5	0	0	0	0	0
向日市	688	22	306	121	239	0	0	100	31	32	25	12	0	0
長岡京市	898	24	525	158	191	0	0	90	0	37	20	33	0	0
大山崎町	87	0	77	2	8	0	0	12	0	12	0	0	0	0
宇治市	1,366	35	986	248	97	0	0	115	18	56	17	24	0	0
城陽市	868	67	559	95	147	0	0	57	2	31	10	14	0	0
八幡市	587	17	430	78	62	0	0	41	3	16	10	12	0	0
京田辺市	683	89	299	109	186	0	0	57	5	48	0	4	0	0
木津川市	1,357	28	1,058	238	33	0	0	68	0	52	11	5	0	0
久御山町	221	16	108	38	59	0	0	13	0	6	3	4	0	0
井手町	54	0	54	0	0	0	0	9	0	7	2	0	0	0
宇治田原町	57	3	36	10	8	0	0	9	0	3	3	3	0	0
精華町	378	13	308	31	26	0	0	24	1	11	6	6	0	0
相楽東部連合	22	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
亀岡市	680	17	555	73	35	0	0	59	4	38	15	2	0	0
南丹市	122	50	44	6	22	0	0	17	2	6	9	0	0	0
京丹波町	76	2	68	6	0	0	0	7	0	7	0	0	0	0
綾部市	288	0	183	55	50	0	0	18	2	8	8	0	0	0
福知山市	654	27	293	98	236	0	0	54	7	28	13	6	0	0
舞鶴市	877	1	758	111	7	0	0	97	1	55	39	2	0	0
宮津市	130	10	70	38	12	0	0	22	1	13	2	6	0	0
京丹後市	483	40	363	50	30	0	0	40	0	28	1	11	0	0
伊根町	11	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	95	0	69	4	22	0	0	13	0	13	0	0	0	0
中学校組合								8	0	8	0	0	0	0
合計	10,682	461	7,181	1,570	1,470	0	0	935	77	520	194	144	0	0
平成29年度2回目	11,179	914	8,035	1,026	1,204	0	1	939	41	621	149	128	1	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	6,046	2,094	2,981	1,487	304	691	1,216	200	1,006	16,025
中学校	609	138	163	72	7	56	67	59	94	1,265

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視される。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	16	59
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	57	78
フリースクール等の学校以外の施設に通所	177	87
病院・入院・死亡等により調査ができない。	3	6
その他	12	15
合計	265	245

平成30年度いじめ調査(2回目)の結果について(府立学校)

1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	未調査数		
			家庭訪問等による調査(内数)	前回から連続して未調査の数(内数)	
高校	33,012	32,871	49	141	20
特別支援	1,539	1,536	8	3	1

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	47	0	32	4
無記名式	0	0	4	0

※特別支援学校については、小、中、高等部の発達段階に応じて、様式がそれぞれ異なる場合があり、11校以上となっている。

2 認知・解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態	
			見守り	要支援	要指導	要支援	要指導
高校(全日制)	260	24	131	57	48	0	0
高校(定時制)	9	1	5	2	1	0	0
高校(通信制)	1	0	0	0	1	0	0
高校合計	270	25	136	59	50	0	0
特別支援学校	114	41	33	13	27	0	0
合計	384	66	169	72	77	0	0
平成29年度2回目合計	336	55	140	68	73	0	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	184	27	15	6	5	18	22	28	23	328
高校(定時制)	8	0	0	0	0	0	1	0	0	9
高校(通信制)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
高校合計	192	27	15	6	5	18	23	28	24	338
特別支援学校	51	13	27	8	3	6	17	8	3	136

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	2	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	29	2	—	0
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	19	12	—	0
フリースクール等の学校以外の施設に通所	2	0	—	1
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	19	1	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	29	1	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	0
留学中である。	0	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	15	6	—	0
病気・入院・死亡等により調査ができない。	1	3	—	1
その他	0	0	—	1
合計	116	25	0	3

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている

<参考>

京都府いじめ調査の結果(平成29年度・30年度1～2回目)について

1 対象児童生徒数

学校種	平成29年度					
	1回目調査			2回目調査		
	学校数	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数	未調査者数(前回から連絡して未調査の児童数)
小学校	210	61,823	61,606	22	217	107
中学校	96	30,301	30,102	207	199	72
高等学校	47	34,115	34,062	32	53	1
特別支援学校	11	1,534	1,527	9	7	3
計	364	127,773	127,297	270	476	183

学校種	平成30年度					
	1回目調査			2回目調査		
	学校数	在籍者数	調査数	在籍者数	調査数	未調査者数(前回から連絡して未調査の児童数)
小学校	207	61,154	60,917	30	237	158
中学校	97	29,890	29,670	141	220	98
高等学校	47	33,357	33,206	59	151	4
特別支援学校	11	1,550	1,548	5	2	1
計	362	125,951	125,341	235	610	261

2 認知・解消件数

学校種	平成29年度																				
	1回目調査						2回目調査														
	1段階		2段階		3段階		解消率		未解消		重大事態										
	認知	解消	認知	解消	認知	解消	認知	解消	見守り	要支援	要指導	要支援	要指導								
小学校	13,276	13,112	209	45	0	0	11,179	914	8,035	1,026	1,204	0	1	12,443	372	9,015	1,473	1,583	0	0	
中学校	1,282	1,154	155	27	1	0	939	41	621	149	128	1	0	1,144	15	731	234	164	0	0	
高等学校	317	236	87	6	0	0	258	41	114	53	50	0	0	307	23	186	44	54	1	0	
特別支援学校	97	59	38	0	0	0	78	14	26	15	23	0	0	120	12	74	11	23	0	0	
計	14,972	14,561	489	78	1	0	12,454	1,010	8,796	1,243	1,405	1	1	14,014	422	10,006	1,762	1,824	1	0	
								8.11%	8.79%	8.11%	1.405	1	1	5.03%	3.01%	10.006	1.762	1.824	0.03%	0	0

3 調査対象期間

1回目調査…原則1学期の期間

2回目調査…原則2学期の期間

4 調査結果の集計区分

平成28年度～平成29年度1回目まで

- 【第1段階】 アンケートと聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したものの
※「ふざけて回答したケース」「明らかに一過性のけんか」「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等、家族の間で生じたケース」は除く
- 【第2段階】 1段階で把握したもののうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの
- 【第3段階】 2段階で把握したもののうち、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大事態に至るおそれがあると考えられるもの

平成29年度2回目調査以降

①認知したいじめを、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」のいじめが解消された状態を基に、次のA～Dの4区分に分類して把握する。

②認知したいじめの内、重大事態に該当する事象を把握する。

Aー要指導 いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

Bー要支援 いじめに係る行為が止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

Cー見守り いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間(少なくとも3ヵ月を目安とする。)が経っていないもの

Dー解消 いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヵ月を目安とする。)止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの

※重大事態 上記Aー要指導及びBー要支援のうち、いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当するもの(内数で報告)

<p>京都府いじめ防止基本方針 第2 2 いじめの防止等のために 京都府が実施する施策</p>	<p>平成31年度事業・施策（案） (●:教育委員会所管、◇:知事部局所管、◎:警察本部所管)</p>
<p>(1) いじめの防止</p> <p>○ 教育活動全体を通じた豊かな心の育成</p> <p>○ いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携</p>	<p>●「京の子ども 明日へのとびら」作成配布（2,000千円）</p> <p>●いじめ対応のための附属機関等の設置（1,000千円） （「京都府いじめ防止対策推進委員会」の運営） ◇いじめ対応のための附属機関等の設置（576千円） （「京都府いじめ調査委員会」、「京都府いじめ問題対策連絡会議」の運営） ●いじめ早期対応緊急指導教員配置（定数活用）</p> <p>・いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員を配置し、学校体制の強化を図る ※非常勤講師の配置</p> <p>●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣（1,000千円）</p> <p>・生徒指導経験者・専門家等によるチームが、外部視点での学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</p> <p>●いじめ危機管理チーム派遣（1,000千円）</p> <p>・深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</p> <p>●不登校児童生徒支援拠点整備事業（15,000千円）（新規）</p> <p>・市町村の教育支援センターにスクールカウンセラー等の専門家を配置し、不登校児童生徒支援の拠点としての機能を拡充</p> <p>◎スクールサポーター配置（警察）</p> <p>・各警察署単位等に警察官OBをスクールサポーターとして配置し、学校へ派遣</p>
<p>○ いじめの防止等のための教職員の資質能力向上</p>	<p>●生徒指導講座実施（総合教育センター講座）</p> <p>●小中学校生徒指導主任会議開催</p>
<p>○ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発</p>	<p>●PTAとの連携</p> <p>・地域の教育力を活かした声かけ（あいさつ）・見守り運動の展開、保護者向けいじめ・非行防止研修会の実施</p> <p>●教職員用ハンドブック等作成・配付 ◎非行防止教室の実施（警察）</p> <p>・スクールサポーター等による非行防止教室を各学校で開催（小・中・高で実施）</p>

(2) いじめ 早期発見	○ 教育相談体制の活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー配置・派遣（244,803千円） <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士によるカウンセリング ・児童生徒、教職員・保護者への助言・援助 ●まなび・生活アドバイザー配置・派遣（139,142千円） <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣の確立、学習習慣の定着、課題を抱える児童生徒に対する家庭支援等生徒指導体制の強化 ●心の居場所サポーター配置（19,573千円） <ul style="list-style-type: none"> ・相談室等で相談・学習支援を行うため、心理を学ぶ大学院生や教員を志望する大学生等を心の居場所サポーターとして配置 ●トータルアドバイザー教育相談（6,000千円） ●家庭教育相談（8,000千円） ●24時間電話相談（14,876千円） ●SNSを活用した相談体制の構築（10,000千円） <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等を活用した相談窓口を試行的に設置し、その効果や課題を検証し、新たな教育相談体制を構築 ●不登校児童生徒支援拠点整備事業〈再掲〉 ◇京都府私学修学支援相談センター支援事業（4,500千円） <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題等の解決を促進するため、私立学校が共同設置する相談機関への助成
	○ 定期的な実態把握	●全公立学校(京都市立除く)いじめ調査実施（年2回）
	○ 地域や家庭との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ●〈再掲〉PTAとの連携 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の教育力を活かした声かけ（あいさつ）・見守り運動の展開、保護者向けいじめ・非行防止研修会の実施
(3) いじめへの 対処	○ 多様な人材の協力等による 問題解決に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 〈再掲〉 ●いじめ対応のための附属機関等の設置 ●いじめ早期対応緊急指導教員配置 ●いじめ未然防止・早期解消支援チーム派遣 ●いじめ危機管理チーム派遣 ◎スクールサポーター配置（警察） ●スクールカウンセラー配置・派遣 ●まなび・生活アドバイザーの配置・派遣 ●不登校児童生徒支援拠点整備事業
	○ インターネットやスマートフォン等を利用した いじめ（インターネット上のいじめ）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●学校非公式サイト監視等初いじめ対策（7,818千円） <ul style="list-style-type: none"> ・学校非公式サイトなどネット上の監視（京都市立を除く公立のみ） ●ネットいじめ通報サイト ◇学校非公式サイト監視等初いじめ対策（私学）（4,191千円）
	○ 学校相互間の連携協力体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●地域別生徒主任会議 ●学校警察連絡会議（警察署単位等）